

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に
関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九一六―八五

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一 適用区分表（第一条関係）

勤務箇所	職員	調整数
一 人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人	一

改正前

別表第一 適用区分表（第一条関係）

勤務箇所	職員	調整数
一 人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、国税庁、厚生労働	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人	一

<p>一の二 内閣官 房内閣サイバ ーセキュリティ センター</p>	<p>、財務省、国 税庁、文部科 学省、厚生労 働省、農林水 産省、経済産 業省、国土交 通省、環境省 及び原子力規 制委員会</p>
<p>(1) サイバーセキ ュリティ運用専 門官（人事院の 定める者に限る</p>	<p>事院の定める者に 限る。）</p>
<p>二</p>	

<p>一の二 内閣官 房内閣サイバ ーセキュリティ センター</p>	<p>省、農林水産 省、経済産業 省、国土交通 省、環境省及 び原子力規制 委員会</p>
<p>サイバーセキ ュリティ運用専門官（ 人事院の定める者 に限る。）</p>	<p>事院の定める者に 限る。）</p>
<p>二</p>	

二の二 婦人補	二 (略)	一の三 内閣官 房国際テロ情 報集約室	
(1) 医師	(略)	国際テロ情報収集 指導・支援連絡調 整官（人事院の定 める者に限る。）	(2) 上席情報シス テム専門官及び 情報システム専 門官（人事院の 定める者に限る 。）
四	(略)	二	一

二 婦人補導院	一の三 (略)		
(1) 医師	(略)		
四	(略)		

<p>導院</p>	<p>三・四 (略)</p>	<p>五 保護観察所</p>
<p>(2) 看護師</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) 保護観察官（ 所長、次長、支 部長、課長、民 間活動支援専門 官、首席保護観 察官及び統括保 護観察官を除く</p>
<p>一</p>	<p>(略)</p>	<p>二</p>

<p>三 入国者収容</p>	<p>所</p>	<p>四・五 (略)</p>	<p>六 保護観察所</p>
<p>(2) 看護師</p>	<p>(1) 医師</p>	<p>(2) 薬剤師及び栄 養士</p>	<p>(3) 看護師</p>
<p>一</p>	<p>三</p>	<p>一</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 保護観察官（ 所長、次長、支 部長、課長、民 間活動支援専門 官、首席保護観 察官及び統括保 護観察官を除く</p>	<p>二</p>	<p>(略)</p>	<p>二</p>

五の二
入国者

(1) 医師	(4) 首席社会復帰調整官及び統括社会復帰調整官	(3) 保護観察官（支部長、課長、首席保護観察官及び統括保護観察官に限る。）	(2) 社会復帰調整官（(4)に掲げる者を除く。）
三		一	

	(4) 首席社会復帰調整官及び統括社会復帰調整官	(3) 保護観察官（支部長、課長、首席保護観察官及び統括保護観察官に限る。）	(2) 社会復帰調整官（(4)に掲げる者を除く。）
		一	

	七 国立ハンセ ン病療養所		六の二 在外公 館	六 外務省総合 外交政策局	收容所
(5) 所長及び副所	(4) (略)	(1) (略) (3) (略)	国際テロ情報収集 担当官（人事院の 定める者に限る。 ）	国際テロ情報収集 指導・支援官（人 事院の定める者に 限る。）	(2) 薬剤師 (3) 看護師
	二	(略)	三	二	一

	七 国立ハンセ ン病療養所				
(新設)	(4) (略)	(1) (略) (3) (略)			
	二	(略)			

十八 国土交通 省航空局、地 方航空局、海 上保安学校官 城分校並びに 管区海上保安) 八 七 (略)		
		(1) 航空法(昭和 二十七年法律第 二百三十一号) 別表に定める定 期運送用操縦士 又は事業用操縦	(11) (12) (略)
	四 (略)	(略)	

十八 国土交通 省航空局、地 方航空局、海 上保安学校官 城分校並びに 管区海上保安) 八 七 (略)		
		(1) 航空法(昭和 二十七年法律第 二百三十一号) 別表に定める定 期運送用操縦士 又は事業用操縦	(10) (11) (略)
	三 (略)	(略)	

本部の海上保
安航空基地及
び航空基地

<p>士の資格を有する者が行う業務に従事すること を本務とする設 計審査官（人事 院の定める者に 限る。）</p>	<p>(2) (1)に掲げる業 務で人事院の定 めるものに従事 することを本務 とする職員（1） に掲げる者を除</p>
<p>三</p>	

本部の海上保
安航空基地及
び航空基地

士の資格を有する者が行う業務で人事院の定めるものに従事することを本務とする職員

			十九 (略)	
			二十 海上保安	
			序	
		(1) (略)	(2) 特殊警備隊に 属し、特殊警備 業務に直接従事 することを本務 とする職員	(3) (略)
	(4) (略)	(3) (略)		(略)
	(削る)			く。
	四		五	(略)
				(略)

			十九 (略)	
			二十 海上保安	
			序	
		(1) (略)	(2) (新設)	(2) (略)
	(4) 特殊警備隊に 属し、特殊警備	(3) (略)		(略)
	(削る)	(3) (略)		(略)
	四		五	(略)
				(略)

二十一・二十二 (略)		
(略)	(5)～(8) (略)	
(略)	(略)	

二十一・二十二 (略)		
(略)	(5)～(8) (略)	業務に直接従事 することを本務 とする職員
(略)	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。